

第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

【鳴門市地域福祉計画の基本理念】

みんなが考え、
安心してしあわせに暮らすことが出来る
地域共生社会の実現

○キャッチフレーズ○

共に支えあい、誰ひとり取り残すことのない

地域共生のまち“なると”

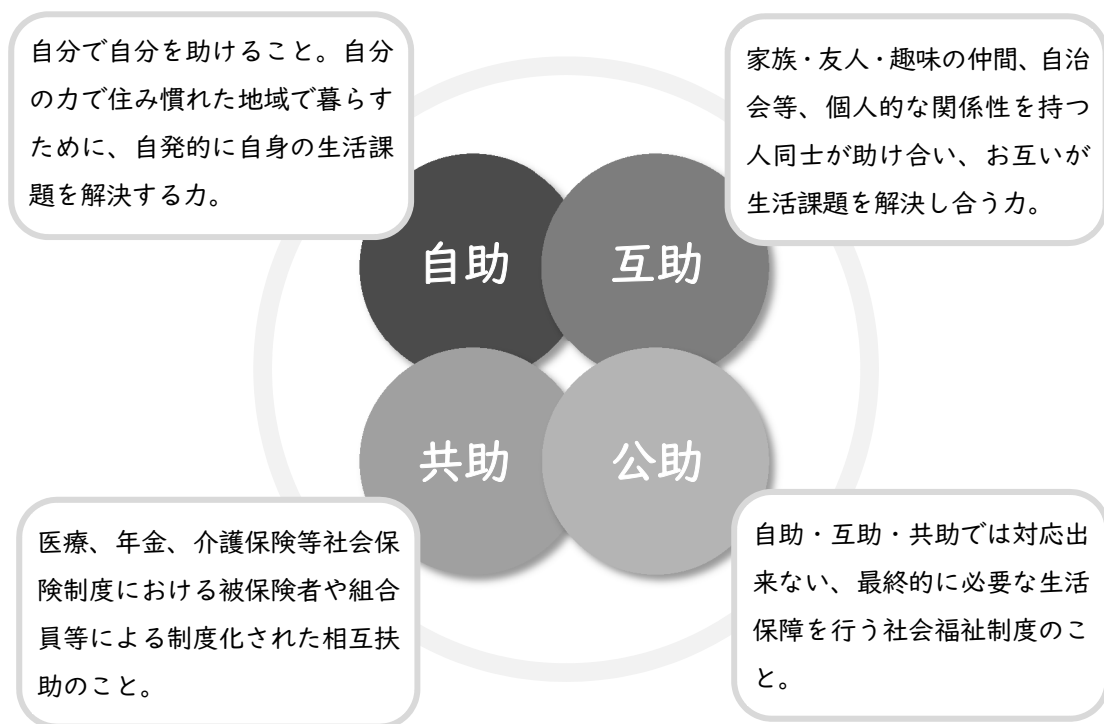
誰もが健康で安心して快適に暮らせる地域づくりを確立するためには、隣近所の助けあい、支えあい等の地域における住民活動を基盤として、住民自らが自分らしく生きる努力を行い、安心して暮らせる環境を住民みんなの力で築き上げていくことが重要となってきます。

人と人、地域のつながりを強める地域コミュニティの活性化を図っていくことが求められている中、第1期計画に引き続き、本計画の基本理念を『みんなが考え、安心してしあわせに暮らすことが出来る地域共生社会の実現』とします。そして、誰ひとり取り残すことの無い鳴門市地域共生社会を実現するために、「共に支えあい、誰ひとり取り残すことのない地域共生のまち“なると”」をキャッチフレーズとして掲げます。

2 基本的な考え方

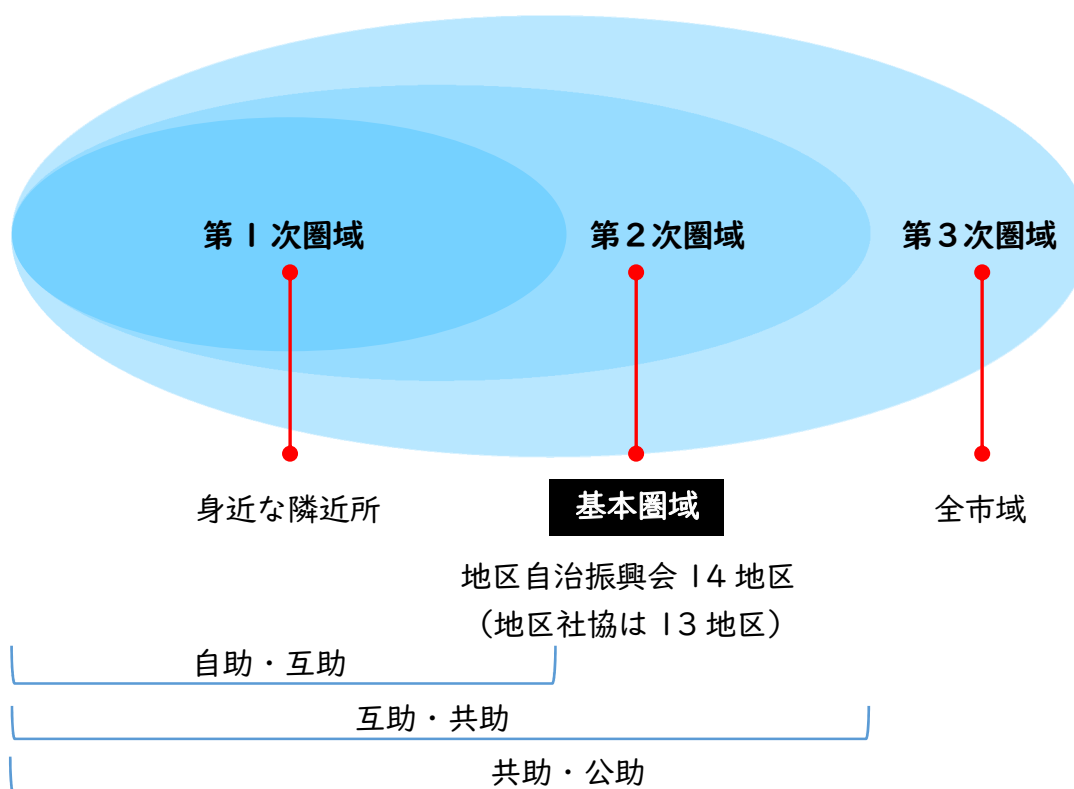
(1) 自助・互助・共助・公助

地域福祉の推進のためには、行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分で行う「自助」、地域住民同士が支えあう「互助」が必要不可欠であり、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を果たしながら、互いに補いあい、連携していくことで課題解決の仕組みをつくるのが大切です。



(2) 圏域と地区の設定

本市の地域福祉の推進における主体的な組織は、市内14地区に設定される「地区自治振興会」であり、この地区自治振興会が包括する地域がそれぞれの「基本圏域（第2次圏域）」と考えます。また地区自治振興会を構成するより身近な関係を「第1次圏域」、そして全市域を「第3次圏域」として位置づけ、市や市社協が全体の方向性の決定や各圏域の取り組みの支援等を行っていきます。



圏域名	活動内容	鳴門市地域福祉活動計画	鳴門市地域福祉計画
第1次圏域	隣近所同士の日常的なあいさつや声掛け、町内での住民同士の日常的なつながりをつくり、声掛け、見守り、災害時の安否確認等の相互扶助活動を行いつつ、顔の見える関係づくりを行います。		
第2次圏域 (基本圏域)	地域住民で組織される地区自治振興会を基本圏域とし、地区社協とも連携しながら、地域の生活課題の把握・共有・解決を行います。		
第3次圏域	行政などによる保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、住民・各種地域活動団体・市社協・専門機関・事業者・行政の連携や調整を行います。		

3 計画の体系

第2期鳴門市地域福祉計画においては、これまでの第1期鳴門市地域福祉計画の施策の取組を継承しながら、「地域共生社会」の実現に向けた観点から、きめ細かに施策の展開を図るため、以下のように基本目標と施策を設定します。

<<基本理念>> みんなが考え、 安心してしあわせに暮らすことが出来る 地域共生社会の実現	●基本目標1 地域コミュニティ支援による地域のつながりづくり
	■施策1 地域コミュニティの再構築 ■施策2 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の充実
	●基本目標2 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり
	■施策3 地域での見守り体制づくり
	●基本目標3 生涯の暮らしを支える仕組みづくり
	■施策4 健康・生きがいづくり ■施策5 地域で自立した生活への支援
	●基本目標4 地域共生社会の実現に向けた相談支援の体制づくり
	■施策6 相談支援の取組の強化
	●基本目標5 適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくり
■施策7 福祉サービスの適切な利用の促進	
●基本目標6 権利擁護の支援体制づくり	
■施策8 権利擁護活動の推進	
●基本目標7 次代の地域福祉を担う人材づくり	
■施策9 福祉人材の育成と確保	

4 基本目標

●基本目標1 地域コミュニティ支援による地域のつながりづくり

本市の地域コミュニティの単位14地区では、地区自治振興会・地区社協をはじめ、老人クラブ、民生委員・児童委員、婦人会等様々な組織や団体が、地域活動に取り組んでいますが、ほとんどの地区において、参加者の減少や役員の高齢化が進み、若い世代の参加も少ないため、地域活動の世代交代が進まない現状があります。

こうした課題を解決するため、地域福祉の核である地域コミュニティの再構築に向け、高齢者の身近な交流や世代間交流の場での地域のつながりづくりを形成するため地域住民や事業者、団体等が連携した地域の仕組みづくりを進めます。

●基本目標2 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり

近年、各地で予期せぬ自然災害が多発しており、高齢者や障がいのある人等要配慮者をはじめとした地域の住民は不安を抱えています。災害発生時にすべての住民が安全に避難し、不安のない避難生活ができるよう支援する体制づくりが課題となっています。

これらの課題解決のためには、地区自治振興会や自主防災組織をはじめとした地域関係団体の平常時からの準備と連携、また避難する際に支援が必要な人の把握などが必要であり、地域の特性に応じた、安全・安心な暮らしを支える仕組みづくりを推進していきます。

●基本目標3 生涯の暮らしを支える仕組みづくり

少子高齢化の進行とともに、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから健康や地域生活への不安も大きくなっており、市民が生涯にわたって心身の健康を維持し、生きがいを持って生活するための取り組みが求められています。

また、生活困窮や社会的孤立、自殺対策、引きこもりやニート等複合的で複雑な問題が顕在化しています。

こうした課題に対し、医療・介護・福祉ニーズの増大に対応するとともに、支援が必要な人に対しては、相談支援体制の充実・強化により、孤立させない早期発見と適切な支援、さらには市民の暮らしの中での生活課題への対応等、関係機関・団体との連携・ネットワークづくりを進め、社会全体で支えていく仕組みづくりを推進していきます。

●基本目標 4 地域共生社会の実現に向けた相談支援の体制づくり

支援が必要な人が悩みを一人で抱え込み孤立してしまわないよう、誰もが悩みや課題を気軽に相談できる体制づくりが必要となっています。

地域や各相談支援機関・団体等との連携を図り、地域で困っている人を発見し、相談を受け、必要とするサービスに適切に結び付けられるよう、一人ひとりへの支援の充実を図ります。さらに、複雑化、複合化している課題や、従来の縦割り福祉では対応できない地域課題が増える中、包括的な相談体制の整備をめざします。

●基本目標 5 適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくり

支援が必要な人が適切な福祉サービスを受けられるよう、相談支援機関・団体と連携した情報共有と支援体制を強化し、福祉に関する行政サービスなどの利用促進を図っていきます。

また、地域福祉を支える社会福祉従事者の専門性を高め、より良い福祉サービスを市民に提供できるよう人材育成に取り組みます。

●基本目標 6 権利擁護の支援体制づくり

一人暮らしの高齢者や障がいのある人が増加する中、判断能力に不安のある方への支援制度である成年後見制度の利用の促進が求められています。

自らの意思での選択や判断が難しい状態になっても、その人らしい生活が地域で続けられるよう、中核機関を中心として、情報提供や啓発を図り、市民に必要な権利擁護の支援につなげることができるよう努めていきます。

●基本目標 7 次代の地域福祉を担う人材づくり

地域福祉の推進においては、より多くの人々が福祉分野に対する理解や見識を持つことが重要ですが、地域や地域福祉推進団体では、地域福祉の担い手やリーダーとなる人材が不足しているという課題を抱えています。

市民一人ひとりの福祉に関する理解や支えあいの意識を醸成し、地域福祉の主体としての自覚を促すため、学校教育における福祉教育の推進や市民の意識啓発へ取り組み、研修会などの開催を通して、地域福祉を担う人材の育成に努めていきます。